

## 知事読み上げ文 (是正指示の拒否について)

本日、去る11月9日付けで、地方自治法第245条の8第2項の規定により国土交通大臣が行った「辺野古新基地建設に係る公有水面埋立承認取消処分を取り消せ」との指示について、これに従わない旨の文書を、同大臣あて発送することといたしました。

私は知事に就任して以来、政府に対して、「基地は沖縄に置いておけばいい」「辺野古が唯一の解決策である」といった固定観念を捨て去り、新基地建設に反対する多くの沖縄県民の声に耳を傾け、移設問題に向き合っていたいただきたいと求めてまいりました。

県としては、本件公有水面埋立承認については、本年7月の第三者委員会の検証結果報告書を受けてこれを精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるものと認められたことから、取消しを行ったものであります。

是正の指示は、改正前の地方自治法でいう職務執行命令に相当するものであり、国が地方公共団体に行う関与の方法として最も厳しいものです。承認取消しに対する審査請求、審査請求手続における執行停止決定及び代執行手続への移行といった一連の政府の対応は、団体自治、住民自治といった地方自治の本旨に照らしても、極めて不当であり、今日の事態に至ったことは誠に遺憾であります。

県の承認取消しは適法であり、かつ正当であります。私は今後も、辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向け、全力で取り組む考えであります。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年11月11日  
沖縄県知事 翁長 雄志